

# 新たな遺伝子組換え表示制度 に関する説明会資料

2019年6月  
消費者庁食品表示企画課



## 新たな遺伝子組換え表示制度に関する説明会議事次第

### 【東京会場】

日時：2019年6月3日（月）14：00～  
場所：よみうりホール

### 【大阪会場】

日時：2019年6月5日（水）14：00～  
場所：大阪市中央公会堂 大集会室

- 1 新たな遺伝子組換え表示制度について
- 2 栄養成分表示制度について
- 3 質疑応答



## 【配布資料】

- リーフレット「知っていますか？遺伝子組換え表示制度」・・・・1
- 食品表示基準の一部を改正する内閣府令新旧対照条文・・・・・・14
- 新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）・・・・・・15
- 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要・・・・・・27
- 遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書・・・・・・・・・・・・29
- 食品の栄養成分表示について・・・・・・・・・・・・・・・・39





# 遺伝子組換え表示制度

—消費者が正しく理解できる情報発信を目指して—

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

任意表示は 2023 年 4 月 1 日から新しい制度になります。

なお、義務表示は現行制度からの変更はありません。



遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく安全性審査を経ています。

# 義務表示制度

遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準<sup>※1</sup>(平成27年内閣府令第10号)に定められています。

※1 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく内閣府令

## 義務対象<sup>※2</sup>

安全性審査を経て流通が認められた8農産物及びそれを原材料とした33加工食品群<sup>※3</sup>

※2 従来のものと組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

(食品表示基準 別表第17)

対象農産物	加工食品 <sup>※4</sup>
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスター、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリットを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示することは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)

## 表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示  
<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示  
<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

# 任意表示制度

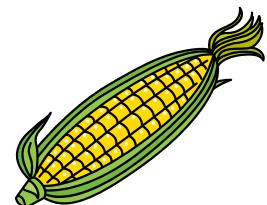
遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

## 現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」  
「遺伝子組換えでない」  
等の表示が可能



## 新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



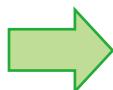
適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例※5>  
「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」「大豆(分別生産流通管理済み)」等

施行前でもこの表示は可能です。  
表示の早期切替えに御協力ください。

※5 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換の混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」  
「非遺伝子組換え」  
等の表示が可能



使用した原材料に応じて2つの表現に分けることにより、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大につながります。

★ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

# 新たな任意表示制度に関する Q & A

**Q1** 改正食品表示基準の施行まで期間が空くのはなぜですか。

**A1** 改正後の食品表示基準は 2023 年 4 月 1 日に施行されますが、それまでの間が表示切替えのための準備期間になります。

改正食品表示基準の施行前においても、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5 % 以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品に適切に分別生産流通管理された旨を表示することができますので、消費者への正確な情報提供のため、事業者におかれましては、表示の早期切替えをお願いします。

**Q2** 改正後の食品表示基準が施行されたら、それまでに製造した在庫は処分しなければならないのでしょうか。

**A2** 改正後の食品表示基準の施行前に現行制度に基づいた表示をした食品（例えば、倉庫にある商品在庫）については、施行後も販売することができます。

ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示（=意図せざる混入が 5 % まで許容）が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施行前までに改訂後の食品表示基準に即した表示への切替えをお願いします。

**Q3** 改正後の食品表示基準の施行前に作った包材を引き続き使うことはできますか。

**A3** 改正後の食品表示基準の施行後に使用する容器包装には、改訂後の食品表示基準に即した表示をする必要があります。

例えば、適切に分別生産流通管理を行っているが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことまでは担保できない農産物を使用する場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示をしてください。

**Q4** 適切に分別生産流通管理された旨を表示したいのですが、どのように表現したらよいでしょうか。

例えば、「遺伝子組換え大豆の混入が 5 % 以下になるように管理しています。」という表示はできますか。

**A4** 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示する必要があります。「分別生産流通管理」の代わりに、「IP ハンドリング」、「IP 管理」という表現も使用することができます。

このとき、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の割合について、表示の読み手の主觀によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換え大豆はほぼ含まれていません。」、「遺伝子組換えトウモロコシの混入をできる限り抑えています。」等）は避けるべきと考えます。

例に挙げている表示のように、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、事業者は表示と商品に矛盾がないように注意してください。

**Q5** 「遺伝子組換えでない」と表示するための条件を教えてください。

**A5** 適切に分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでない」と表示することができます。

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、第三者分析機関等による分析<sup>※6</sup>のほか、以下を証明する書類等を備えておくことなどが考えられます。

- ① 生産地で遺伝子組換えの混入がないことを確認した農産物を専用コンテナ等に詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していること
- ② 国産品<sup>※7</sup>又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品と混ざらないことを確認していること
- ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、その旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

なお、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

※6 遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための公定検査法は、現在開発中です。

※7 現在、日本において食用として使用することを目的とした遺伝子組換え作物の商業栽培はありません。

消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区霞が関 3-1-1  
中央合同庁舎第 4 号館 6 階  
03-3507-8800 (大代表)



遺伝子組換え表示

検索

逆  
綴  
じ

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。

(義務表示)

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一・二 「略」

三 遺伝子組換え農産物に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

四～十四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(義務表示)

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一・二 「同上」

三 遺伝子組換え農産物に関する事項（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。）

四～十四 「同上」

〔略〕	
〔略〕	
〔略〕	<p style="text-align: center;">2 ・ 3</p> <p style="text-align: center;">二 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>れた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。</p>

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(表示禁止事項)

**第二十三** 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関する限りでない。

第一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に對して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあっては、当該作物である食品に關し遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）

2 五  
〔略〕 九

(表示禁止事項)

**第二十三条** 食品関連事業者は、**第十八条**、**第十九条及び第二十条**に掲げる表示事項に関する限りでない。  
第一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に對して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この

四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物以外の食品にあっては、当該作物である食品が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語

2 五九「同上」

中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

物 対 象 農 産	「略」
	「略」
	「略」
	「略」
ハ イ・ロ 遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないと認められる対象農産物の混入、遺伝子組換え農産物に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われる場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないよ	1 る。 一 二に掲げるもの以外の対象農産物に定めるところにより表示する。

中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

対象農産物	「同上」
遺伝子組換え農産物に関する事項	「同上」
ハ　イ・ロ　「同上」	1 次に定めるところにより表示する。 二に掲げるもの以外の対象農産物
◎　え農産物である旨を表示する	たことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

は、当該食品の原材料である別表第十七の上欄に掲げる作物に  
関し遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通

管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認め  
られる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五〇十三 「略」

2 「略」

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。  
この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

一〇七 「略」

八 遺伝子組換え食品に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限りる。）

九〇二十七 「略」

（横断的義務表示）  
第十八条 「略」

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の

別表第十七の上欄に掲げる作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語

五〇十三 「同上」

2 「同上」

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。  
この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

一〇七 「同上」

八 遺伝子組換え食品に関する事項（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限りる。）

九〇二十七 「同上」

（横断的義務表示）  
第十八条 「同上」

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の

<p>(表示禁止事項)</p> <p>第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。</p> <p>一（三）「略」</p> <p>四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該食品を原材料とするものを含む。</p>	<p>3</p> <p>〔略〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td><td style="text-align: center;">6 〔略〕</td></tr> </table> <p>されていない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換える旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>	〔略〕		〔略〕		〔略〕	6 〔略〕
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	6 〔略〕							

<p>(表示禁止事項)</p> <p>第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。</p> <p>一（二）「同上」</p> <p>四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該食品の原材料である</p>	<p>3</p> <p>〔同上〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">〔同上〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔同上〕</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同上〕</td><td style="text-align: center;">6 〔同上〕</td></tr> </table> <p>び非遺伝子組換え農産物が分別されない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>	〔同上〕		〔同上〕		〔同上〕	6 〔同上〕
〔同上〕								
〔同上〕								
〔同上〕	6 〔同上〕							

通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

て、遺伝子組換え農産物が混入しないよう、分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えてない」、「非遺伝子組換えて」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。

5 2 4 「同上」  
別表第十七及び別表第十八に掲  
げる加工食品の原材料のうち、対  
象農産物又はこれを原材料とする  
加工食品であつて主な原材料（原  
材料の重量に占める割合の高い原  
材料の上位三位までのもので、か  
つ、原材料及び添加物の重量に占  
める割合が五パーセント以上であ  
るもの）をいう。以下同じ。）でな  
いものについては、分別生産流通  
管理が行われた遺伝子組換え農産  
物若しくは非遺伝子組換え農産物  
である旨、遺伝子組換え農産物及

			改 正 後
(横断的義務表示)			
<p><b>第三条 「略」</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>			
箇所に当該原材料名に対応させ  一・二 「略」  三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して「若しくは容器包装の見やすい」等分別生産流	別表第十 七の下欄 及び別表 第十八の 中欄に掲 げる 食品	「略」	
	遺伝子組 換え食品 に関する 事項	「略」	
	1 N A又はこれによつて生じたたん ぱく質が残存する加工食品として 別表第十七の下欄に掲げるもの（ 2に掲げるものを除く。）にあつ ては、次に定めるところにより表 示する。	「略」	
(横断的義務表示)			
<p><b>第三条 「同上」</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>			
一・二 「同上」  三 分別生産流通管理が行われた ことを確認した非遺伝子組換え 農産物である別表第十七の上欄 に掲げる対象農産物を原材料と する場合は、当該原材料名を表 示するか、又は当該原材料名の 次に括弧を付して「遺伝子組換 えでないものを分別」、「遺伝	別表第十 七の下欄 及び別表 第十八の 中欄に掲 げる 加工 食品	「同上」	
	遺伝子組 換え食品 に関する 事項	「同上」	
	1 N A又はこれによつて生じたたん ぱく質が残存する加工食品として 別表第十七の下欄に掲げるもの（ 2に掲げるものを除く。）にあつ ては、次に定めるところにより表 示する。	「同上」	

○内閣府令第二十四号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

# 新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方 (補足資料)

平成31年4月25日  
消費者庁

## 目 次

(義務表示)	
1 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていない理由	・・・ 1
2 「遺伝子組換え不分別」の対象	・・・ 2
3 分別生産流通管理を行っていないとうもろこしを使っている場合、「遺伝子組換え不分別」ではなく、「使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えのものと分けて管理したものではありません。」などと表示することの可否	・・・ 2
(任意表示)	
4 遺伝子組換え食品の任意表示制度の概要	・・・ 3
5 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の表示方法	・・・ 4
6 「遺伝子組換でない」旨の表示の表示方法	・・・ 5
7 事業者による第三者分析機関における検査の要否	・・・ 6
8 事業者による分析依頼先	・・・ 7
9 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示に、「IPハンドリング」という表現を使用することの可否	・・・ 8
(その他の表示)	
10 「肉牛は遺伝子組換でない飼料で育てました。」という表示の可否	・・・ 8
(監視)	
11 遺伝子組換え表示の監視	・・・ 9
12 不適正表示への措置	・・・ 10

## (義務表示)

### 1 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていない理由

- 1 表示義務の対象となる遺伝子組換え食品の品目については、平成9年から平成11年までの2年余りにわたり、消費者、生産・流通業者及び学識経験者からなる食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会において議論した結果、科学的・技術的な観点から、表示の信頼性及び実行可能性を確保することが重要であるとの観点から、組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品については、表示義務の対象外とされたところです。
- 2 そして、遺伝子組換え表示制度が導入されて約15年が経過し、制度を取り巻く環境が変化した可能性があったため、消費者庁において、平成28年度に、①分別生産流通管理等の実態調査、②科学的な表示対象品目の検証、③消費者意向調査などの調査を行いました。その結果を踏まえ、平成29年4月から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、10名の委員によって遺伝子組換え表示制度の在り方が検討されました。この検討会においても、消費者のニーズ、事業者の実行可能性、行政の円滑な制度運営など様々な方向から表示義務対象品目について検討されましたが、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合せることによって監視可能性を確保する必要があるとして、組み換えられたDNA等が検出できない油やしょうゆ等の食品は、表示義務の対象外のままとなりました。

なお、消費者庁では、表示義務の対象品目については、組み換えられたDNA等の検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしていますが、検討会の報告書(「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」(平成30年3月28日))でも、現在は表示義務対象外の品目であっても、再現性ある組換えDNA等の検査法が確立されれば、表示義務対象品目に追加することが適当であるとの方向性が示されました。

## 2 「遺伝子組換え不分別」の対象

生産、流通又は加工の全部又はいずれかの段階で遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けずに管理した原材料を使用している場合には、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨を表示します。

また、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて管理していたとしても、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入を超えている場合には、適切な分別生産流通管理がなされたとはいせず、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示が必要です。意図せざる「一定の混入」とは、大豆及びとうもろこしについて、混入率5%とされています。

## 3 分別生産流通管理を行っていないとうもろこしを使っている場合、「遺伝子組換え不分別」ではなく、「使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えのものと分けて管理したものではありません。」などと表示することの可否

分別生産流通管理をしていない原材料を使用している場合には、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨を原材料名の次に括弧書きで表示することが必要となります。

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）では、このことを表す表現として「遺伝子組換え不分別」という文言が示されていますが、これは一例であって、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨が分かる文言であれば構いません。

また、一括表示の原材料名欄に「遺伝子組換え不分別」と表示した上で、枠外に、「不分別」とは遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していないことを意味している旨の説明書きを付すことは、消費者に情報を正しく伝える手段として有効であると考えます。

(任意表示)

#### 4 遺伝子組換え食品の任意表示制度の概要

##### 1 遺伝子組換え表示の義務対象となる8種類の農産物及びこれを原材料とする33加工食品群における任意表示

遺伝子組換え表示の義務対象となる8種類の農産物及びこれを原材料とする33加工食品群のうち、遺伝子組換え農産物の混入を避けるため、適切に分別生産流通管理が行われた農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができます。また、適切に分別生産流通管理が行われ、さらに遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、任意で「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示をすることができます。

##### 2 33加工食品群以外の加工食品（油やしょうゆなど）における任意表示

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で遺伝子組換えに関する表示をすることは可能です。この際、特に「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合には、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、例えば、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

## 5 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の表示方法

- 1 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要があります。
- 2 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする際は、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えトウモロコシはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

(一括表示事項欄外に表示する場合の例)

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」

等

(一括表示事項欄に表示する場合の例)

「とうもろこし（分別生産流通管理済み）」

「とうもろこし（IP管理品）」

「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」

等

- 3 なお、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

## 6 「遺伝子組換えでない」旨の表示の表示方法

- 1 「遺伝子組換えでない」旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要があります。
- 2 一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等遺伝子組換え農産物の混入のない非遺伝子組換え農産物である旨を表示します。  
一括表示事項欄外に表示する場合も、一括表示事項欄に表示する場合と同様、遺伝子組換え農産物の混入のない非遺伝子組換え農産物を使用している旨を表示してください。
- 3 なお、食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示を禁止しています。

## 7 事業者による第三者分析機関における検査の要否

- 1 原材料名の次に括弧を付して、又は、一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。
- 2 遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、以下の場合が有用ですが、行政の行う科学的検証において、使用された原材料に遺伝子組換え農産物を含むことを確認した場合は、不適正な表示となります。
  - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
  - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
  - ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

## 8 事業者による分析依頼先

事業者において分析を行うかどうかはその自主性に任せており、特定の分析機関を指定するものではありません。「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表13号消費者庁次長通知）の「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」を用いた検査を実施している民間の分析機関に依頼しても構いませんし、自社の設備で対応可能であれば、自社で分析を行っても構いません。

ただし、分析機関に対しては、分析結果の信頼性の観点から、用いられている検査法や業務管理体制などを確認しておく必要があると考えます。業務管理体制について参照されるものとして、食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条に規定する検査施設をいう。）における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成9年1月16日衛食第8号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別紙「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」、又はJIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が挙げられます。

なお、第三者分析機関や自社で行った分析の結果問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

9 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示に、「IPハンドリング」という表現を使用することの可否

IPハンドリングは、Identity Preserved Handlingの略です。「IPハンドリング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。

(その他の表示)

10 「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」という表示の可否

このような表示を一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることになります。食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみすることができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

(監視)

## 11 遺伝子組換え表示の監視

1 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証のうち、適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示（任意表示）、又は原材料名だけ表示しているものについては、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認ができなければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があります（義務表示）。

なお、このように、遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせて実施しています。

2 「遺伝子組換でない」旨の表示（任意表示）については、その原料の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原材料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

## 12 不適正表示への措置

- 1 5 %を超える遺伝子組換えのものの混入があることが判明した場合には、適切な分別生産流通管理が実施されていないおそれがあります。
- 2 大豆やとうもろこしについて、適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示（任意表示）又は原材料名だけを表示しているものは、分別生産流通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理の実施を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5 %以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があり、「分別生産流通管理済み」という表示は不適正な表示であるといえます。このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別管理の実際の取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。
- 3 「遺伝子組換えでない」旨の表示にあっては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。

# 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要

## 検討会の背景

- 遺伝子組換え表示制度は、その導入から15年以上が経過し以下の点に変化が生じている可能性があった。
  - ・ 遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態
  - ・ 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術
  - ・ 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

## 基本的考え方

- 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、**安全性は確保されている。**
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための表示制度の構築が必要。

## 論点①表示義務対象品目

- 現行制度  
安全性が確認された8農作物及びそれを原材料とした33加工食品群(豆腐や納豆など組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目)
- 整理の指向性  
表示の信頼性及び監視可能性の観点から**現行制度を維持**。今後再現性のある検査法が確立された品目は義務対象へ追加することが適当。

## 論点②表示義務対象原材料の範囲

- 現行制度  
加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)
- 整理の指向性  
事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等の観点から、**現行制度を維持**。

## 論点③「遺伝子組換え不分別」の表示

- 現行制度  
分別生産流通常理がされていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示
- 整理の指向性  
事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる、実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示**を検討し、Q&A等に示す。

平成30年3月消費者庁  
(検討会(座長:湯川剛一郎東京海洋大学教授)は、平成29年4月から10回開催)

## 論点④-1義務表示が免除される遺伝子組換え農産物の混入率

- 現行制度  
大豆及びとうもろこしについて遺伝子組換え農産物の混入が5%を超える場合に、「遺伝子組換え不分別」である旨の義務表示が必要。
- 整理の指向性  
原材料の安定的な調達が困難となる可能性や検査に係る作業量やコストの増大などの観点から、**現状維持**。

## 論点④-2「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件

- 現行制度  
大豆及びとうもろこしについて分別生産流通常理を行なつている場合、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能。
- 整理の指向性  
「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から**「不検出」に厳格化**。

## 国における今後の取組み

- 説明会の実施等により、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なう。
- 実態把握のためのモニタリング調査を行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。



平成 30 年 3 月 28 日  
遺伝子組換え表示制度に関する検討会

## 遺伝子組換え表示制度に関する検討会 報告書

### 目次

1.はじめに	1
2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方	1
3. 遺伝子組換え表示制度をめぐる情勢	2
4. 今後の遺伝子組換え表示制度の方向性	7
5. おわりに	13
【参考】	
遺伝子組換え表示制度に関する検討会 検討経過	14
遺伝子組換え表示制度に関する検討会 委員名簿	16

遺伝子組換え表示制度に関する検討会  
報告書

現場で混乱を生じさせることなく表示制度が円滑に運用されることが必要である。

1. はじめに  
遺伝子組換え表示制度は、平成13年4月から施行されたが、その導入から約17年が経過しており、この間、遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態の変化、遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上、遺伝子組換える食品に対する消費者の意識の変化などが生じている可能性がある。  
遺伝子組換え表示制度の在り方については、食品表示の一元化に向けた法体等を検討するために開催された「食品表示一元化検討会」の報告書「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月9日公表)において、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別に検討すべき事項として位置付けられた。  
また、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)においては、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理された。  
そのため、消費者庁において、平成29年4月に消費者、事業者及び学識経験者等から構成される「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、遺伝子組換え表示制度の在り方について検討を行った。検討に当たっては、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現するためには消費者が求める情報、遺伝子組換え農産物の流通状況及び事業者の実行可能性等を考慮した。

## 2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方

- (1) 消費者は表示による情報を通じて食品を選択しており、消費者利益の観点からは、消費者が求める情報をできる限り消費者にとって分かりやすく誤認を生じさせないように提供していくことが求められる。  
また、義務表示制度の運用や見直しに当たっては、事業者の実行可能性や表示に伴う社会的コストについても十分考慮し、食品の生産・製造・流通の

1. 食品表示一元化検討会において中間論点整理に係るブリックコメントを実施した際に、遺伝子組換え食品の義務表示対象品目を拡大すべきなど、遺伝子組換え表示制度に関する意見が多く寄せられた。

- (2) 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、審査を受けていない遺伝子組換え農産物や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により禁じられている。

このように、遺伝子組換え食品は安全性が確保されたものであるため、その表示は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現するためのものであり、このことを前提として表示制度を構築することが必要である。

- (3) 遺伝子組換え食品の表示に対する消費者の理解を深めるためには、科学的検証及び社会的検証によって表示の信頼性及び分析の実行坦率等による監視可能性を確保し得る表示制度を構築し、これを積極的に普及・啓発することが必要である。

## 3. 遺伝子組換え表示制度をめぐる情勢

- (1) 遺伝子組換え農産物の生産・流通実態  
現在、我が国の食料自給率は低下傾向で推移しており、国内で消費する大豆や穀物とともに多くの大部分を輸入に依存している。なお、平成27年(2015年)に国内で消費した大豆及び穀物ともろこしに占める食用仕向量の割合は、それぞれ95%及び31%である。

現在、我が国において遺伝子組換え農産物は商業栽培されていないが、全世界における遺伝子組換え農産物の作付面積は増加傾向にあり、平成27年(2015年)は1億7970万ヘクタールであるほか、平成27年(2015年)の米国における遺伝子組換え農産物の作付面積割合は、現行制度施行時の平成13年(2001年)に比べて大幅に増加している。以上のことから、輸入農産物における遺伝子組換え農産物の割合が増加している可能性が高い。  
また、遺伝子組換え農産物については、複数の遺伝子組換え系統を掛け合

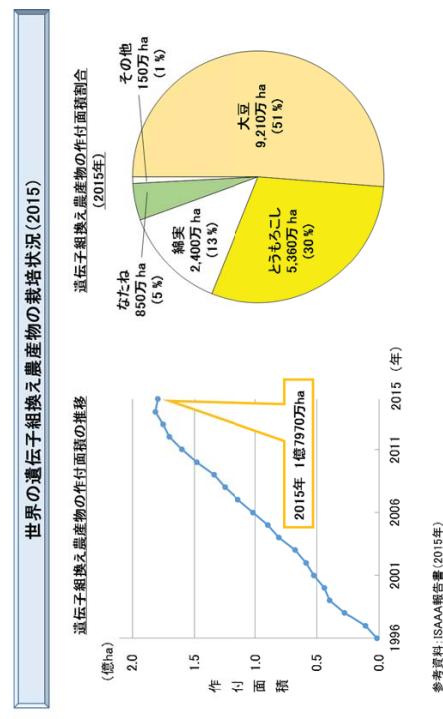
わせたスタッフ品種の開発・生産が増加している。

図表1 大豆及びとうもろこしの用途別仕向量



参考資料: 遺伝子組換え農産物の作付面積調査(平成26年度消費者行政委託事業)

図表2 世界の遺伝子組換え農産物の栽培状況



図表3 遺伝子組換え表示対象農産物の輸入量・作付面積割合の変化(大豆、とうもろこし)

我が国における遺伝子組換え表示の対象農産物の輸入量・作付面積割合の変化(大豆、とうもろこし)					
		1998年		2015年	
		輸入国	輸入量(千トン) 遺伝子組換え農産物 の作付面積割合(%)	輸入国	輸入量(千トン) 遺伝子組換え農産物 の作付面積割合(%)
大豆	米国	3,735 (79)	約27	米国	2,332 (72)
	ブラジル	524 (11)	—	ブラジル	507 (16)
	パラグアイ	231 (5)	—	カナダ	368 (11)
	その他	262 (6)	—	その他	36 (1)
合計		4,761 (100)	—	合計	3,243 (100)
とうもろこし	米国	14,049 (88)	23~34	米国	11,809 (80)
	アルゼンチン	1,345 (8)	—	ブラジル	3,333 (16)
	その他	654 (4)	—	その他	565 (4)
	合計	16,049 (100)	—	合計	14,708 (100)

注1) 輸入量には非遺伝子組換え農産物を含む。  
注2) 四方入の関係で、各國の数を合計しても合計値と一致しない場合がある。  
注3) —:不明。  
参考資料: 食生活省貿易統計、農林水産省食品安全課遺伝子組換え食品委員会における技術的検討のための小委員会報告書、ISAAA報告書(2015年)

## (2) 分別生産流通管理の運用状況

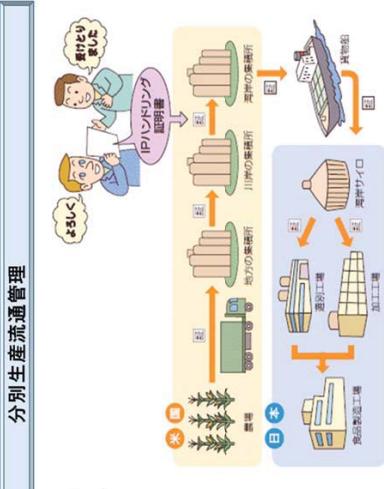
現行の遺伝子組換え表示制度では、分別生産流通管理の実施の有無に基づく表示方法を定めており、表示制度の適切な運用に当たっては、分別生産流通管理が適切に実施されることが重要である。消費者庁が平成28年度に実施した米国及びカナダにおける遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理等の実態調査によると、分別生産流通管理は現在も適正に機能していること及び意図せざる混入率<sup>2</sup>の基準(5%以下)が遵守されていることが確認されている。

なお、事業者は、意図せざる混入率の基準よりも低い値を自主基準として設定して分別生産流通管理を行うことで、より低い意図せざる混入率を達成できよう努めている。また、使用する非遺伝子組換え農産物が基準に適合したものであるかどうかをモニタリング検査で確認するなど、現在も表示

<sup>2</sup> 分別生産流通管理が適正に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入が生ずることが現実的にあり得ることから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このようない定(日本では混入率5%以下)の「意図せざる混入」がある場合でも、「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができる。

の信頼性確保のための取組を行っている。

図表4 分別生産流通管理の概要



用語説明: 食品表示基準(平成22年版)(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/000010222004.pdf)掲載図を改変

### (3) 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上

現行制度施行当初は、加工食品試料からのDNA抽出にはC TAB法<sup>3</sup>、DNAの検出には通常のPCR<sup>4</sup>により増幅した断片をアガロースゲル電気泳動<sup>5</sup>にて分析する方法が用いられたが、最近はDNA精製キットやリアルタイムPCR<sup>6</sup>を用いることが一般化している。これらをはじめとする分析機器の性能向上や分析技術の進歩により、以前は遺伝子組換え表示が不要と判断された高精度に加工された加工食品からのDNA検出ができる可能性が想定される。

なお、消費者庁が、平成28年度に現行制度において表示義務対象外であるしようゆや食用油等について最新の分析技術を用いてDNAが検出できるかどうかを検証を行ったところ、コーンフレークについて検査した5商品について、その全てからDNAが検出された。この結果を受けて平成29年度から検査法の開発に着手しているが、コーンフレーク中のDNA残存量が少ないなどの理由から、現時点で検査法の確立に至っていない。

図表5 遺伝子組換え表示の表示方法

農産物の区分	表示内容
分別生産流管理が行われた農産物	分別生産流管理が行われた遺伝子組換え農産物 【表示例】「遺伝子組換えのものを分別」 ・「遺伝子組換え」
非遺伝子組換え農産物	分別生産流管理が行われた非遺伝子組換え農産物 【表示例】「遺伝子組換えでないものを分別」 ・「遺伝子組換えでない」
分別生産流管理が行われない農産物	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換 農産物が分別されていない旨(義務表示) 「遺伝子組換え不分別」

<sup>3</sup> C TAB法：一般的なDNA抽出法の一つ。C TAB（臭化ヘキサデシルトリメチルアンモニウム：界面活性剤）を用いることによる。

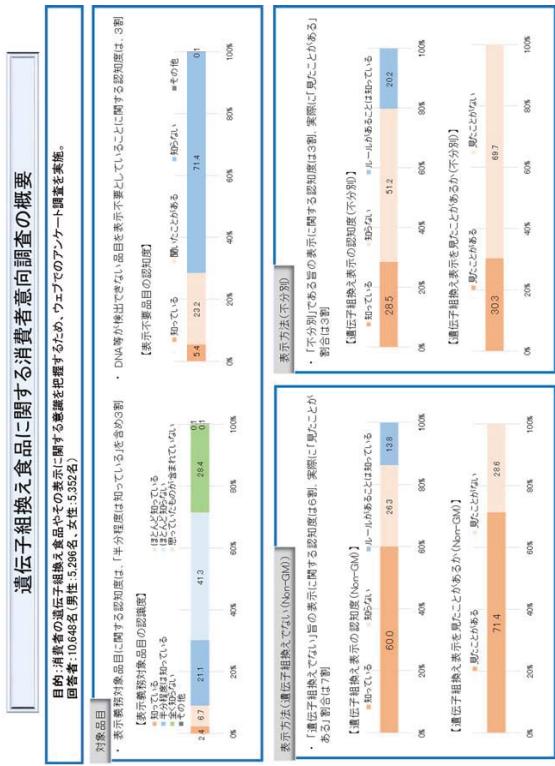
<sup>4</sup> PCR：DNA鎖の熱変性、プライマーのアニーリング、ポリメラーゼによる相補鎖の合成を繰り返し行うことによりDNAを増幅する方法。

<sup>5</sup> アガロースゲル電気泳動：DNAの分析法の一つ。DNAが負の電荷を帯びている性質を利用して、DNAをサイズごとに分離することを目的のDNAの定量化ができる。

<sup>6</sup> リアルタイムPCR：DNAの分析法の一つ。DNAの増幅と検出を連続して行う方法。従来のPCR法＋アガロースゲル電気泳動法と比べて、コンタミネーションのリスクが低くなるなど多くの利点がある。

は「遺伝子組換えでない」と表示された食品に比べて、「遺伝子組換え」の表示や「遺伝子組換え不分別」の表示がされた食品が極めて少ないことが背景にあると考えられる。

図表 6 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識



図表 7 諸外国における遺伝子組換え食品の表示制度（義務表示制度）

諸外国における遺伝子組換え食品の表示制度				
	DNA・タンパク質が検出できるもの	DNA・タンパク質が検出できないもの	意図せざる混入率	表示義務の原材料の範囲
日本	○	対象外	5%	原材料の量に応じて表示する割合が低い、原材料の上位位置までのもので、かつ原材料及び上位であるものの表示義務
韓国	○	対象外	3%	全ての原材料
オーストラリア、ニュージーランド	○	対象外	1%	規定なし
EU	○	○	0.9%	規定なし

※米国については、遺伝子組換え食品表示法に基づく表示基準が同法施行（平成28年7月）から2年内に制定されるため、平成29年4月時点では、義務表示の範囲等は未定。

#### 4. 今後の遺伝子組換え表示制度の方向性

検討会では、様々な消費者又は事業者の関係団体、事業者などからヒアリングを行ったほか、消費者庁が平成28年度に行なった各種調査（遺伝子組換え表示制度に係る分り生産流通管理等の実態調査、遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証及び遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査）の結果や諸外国の表示制度も踏まえて、様々な論点について意見交換を行った。

- (1) 表示義務対象範囲
    - ① 表示義務対象品目
      - ア 現行制度の概要
- 現行制度における表示義務対象品目は、遺伝子組換え農産物としての安全性が確認された農産物（8品目）及びこれを原材料とする加工食品（33

品目<sup>7</sup>)である。

#### イ 整理の方向性

現行制度において表示義務対象外となつている組換えDNA等が残存しない加工食品を表示義務の対象とすべきか否かについては、消費者への情報提供の観点から、表示義務の対象とするべきとの考え方がある。これは、どのような原材料が使われているかを知りたいという消費者ニーズによるものであるが、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、現行制度と同様に科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保することが必要である。そのため、表示義務対象品目は、科学的検証が可能な組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する現行制度を維持することが適当と考えられる。

その上で、例えばコーンフレークのように現在は表示義務対象外の品目であっても、再現性のある組換えDNA等の検査法が確立されれば表示義務対象品目に追加することが適当と考えられる。

なお、事業者においては、表示義務対象外の品目についても表示の信頼性及び実行可能性を確保できる範囲内でガイドライン等により消費者への情報提供に努めることが望まれる。消費者庁は、事業者の自主的な取組に対して必要な支援を行うよう努めることが望まれる。

#### ② 表示義務対象原材料の範囲

##### ア 現行制度の概要

現行制度における加工食品の表示義務対象原材料は、主な原材料(原材料の重量に占める割合が5%以上であるもの)に限定している。

#### イ 整理の方向性

表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきか否かについては、消費者への加工食品については、表示の信頼性及び実行可能性確保の観点から、加工工程後も組換えDNA等が残存する品目に限定している。

情報提供の観点から、その範囲を拡大すべきとの考え方があるが、事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等を踏まえると、現行制度を維持することが適当と考えられる。

なお、事業者においては、義務表示対象外の原材料についても表示の信頼性及び実行可能性を確保できる範囲内でガイドライン等により消費者への情報提供に努めることが望まれる。消費者庁は、事業者の自主的な取組に対して必要な支援を行いう努めることが望まれる。

#### (2) 表示方法

##### ① 「遺伝子組換え不分別」の表示方法

##### ア 現行制度の概要

現行制度において、分別生産流通管理(I Pハンドリング)が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換え」である旨を、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換え不分別」など遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物である旨を表示することが義務付けられている。

##### イ 整理の方向性

現行の分別生産流通管理は、遺伝子組換え農産物の生産・流通に関する情報を消費者に伝達する取組として有用性があることから、「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止し、分別生産流通管理の実施の有無にかかわらず「遺伝子組換え」と表示することについては、慎重に対応する必要があると考えられる。

一方、「遺伝子組換え不分別」の表示の意味が分かりにくくという消費者の意見や消費者意向調査において、「遺伝子組換え不分別」の表示に関する認知度が3割にとどまっている状況がある。

以上を踏まえれば、消費者庁は、事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、Q & A等に示すよう取り組むことが

適当と考えられる。なお、検討会において、「遺伝子組換え不分別」の説明文の付記が、消費者に実態を伝える有効な手段であるとされたため、事業者においては、消費者庁の上記取組と並行して、当該手段を用いた自主的な情報提供に努めることが望まれる。また、消費者庁は、このような情報提供が進むよう、事業者への周知・普及を行うべきである。

## ② 「遺伝子組換えでない」の表示方法

### ア 現行制度の概要

現行制度において、分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」など分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を任意で表示することができる（任意表示）。「遺伝子組換えでない」旨は、分別生産流通管理が適切に行われたとしても、大豆及びとももろこしは遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、一定の「意図せざる混入」（混入率5%以下）がある場合でも表示することができる。

一方、「意図せざる混入」率が5%を超える場合は、分別生産流通管理が適切に行われたことにはならないため、「遺伝子組換え不分別である旨の表示」が必要である（義務表示）。

### イ 整理の方向性

「意図せざる混入」の許容率については、できるだけ引き下げてほしいという消費者の要望があるが、事業者による原材料の安定的な調達が困難となる可能性、許容率引き下げに伴う検査に係る作業量やコストの増大などの事情を総合的に勘案すると、大豆及びとももろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている現行制度を維持することが適当と考えられる。

「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件については、大豆及びとももろこしに対して遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を踏まえ、誤認防止、表示の正確性担保及び消費者の選択幅の拡

大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当と考えられる。なお、引下げに当たっては、新たな表示制度が現在の食品の製造・流通・消費に与える影響に配慮し、これらの現場で混乱が生じないよう、新たに公定検査法を確立し、円滑な検証や監視を担保とともに、事業者や消費者に十分な周知を行うことが必要である。新たな公定検査法の確立に当たっては、遺伝子組換え農産物の混入率を判定する現行の定量検査法のように、正確性と実行可能性のバランスにも配慮すべきである。

また、「不検出」に引き下げる際に「遺伝子組換えでない」表示ができるなくなる食品については、消費者の食品の選択の幅を広げる観点だけでなく、分別生産流通管理を適切に実施してきた事業者の努力を消費者に伝える観点からも、表示の信頼性及び実行可能性を確保できる範囲内で、分別生産流通管理が適切に行われている旨の表示を任意で行うことができるようになることが適当と考えられる。

### （3）遺伝子組換え表示制度の普及・啓発

我が国は遺伝子組換え農産物の生産国から多くの大豆やとうもろこしなどを輸入しており、消費者からは食品の選択の指標としての遺伝子組換えに関する情報提供が求められている。

我が国で遺伝子組換え表示制度が導入されてから約17年が経過しているが、消費者庁が平成28年度に実施した遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査によると、表示義務対象品目の認知度、「遺伝子組換え不分別である旨の表示」に関する認知度はいずれも3割にとどまっており、遺伝子組換え表示制度が十分に周知されているとは言い難い状況である。また、そのことが、遺伝子組換え食品に対する消費者の不安を増幅させている面もあると考えられる。

以上のことから、消費者庁は関係省庁と連携した説明会の実施や消費者向け資料の充実などにより、遺伝子組換え農産物の生産・流通実態や安全性などの実情及び遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行うべきである。さらに、表示制度の普及状況や運用状況を把握することで適切な制度運営の確保に努めるべきである。

5. おわりに

容器包装の食品表示は、消費者が食品に関する情報を得る上で極めて重要な手段であり、食品表示法においても、自主のかつ合理的な食品の選択の機会の確保が目的とされており、それを受けて、食品表示の適正さを確保するための施策は消費者基本法（昭和43年法律第78号）の基本理念を尊重して講ぜられることが明記されている。

一方で、食品表示制度が有効に機能することが消費者の信頼につながるため、制度構築に当たっては、大量の加工食品及びその原材料の輸入、個食化の進展等による容器包装の表示可能面積の縮小など食品表示を取り巻く現状をしっかりと踏まえた上で、表示の検証や監視の実行性を担保するとともに、事業者の実行可能性を考慮することが不可欠である。

検討会ではこれらの二面性について様々な立場から意見が出された。これら意見を本報告書に一つの結論として取りまとめることは相応の困難を伴うものであったが、消費者及び事業者双方にとって現行制度よりも一步前進できる制度を構築することを念頭に、本報告書を取りまとめに至った。

今回取りまとめた内容によって、遺伝子組換えに関する情報がより実態を反映した誤認の余地の少ないものとなり、消費者の選択の幅が広がることが期待される。

今後、消費者庁においては、本報告書に示した方向性に沿って、また諸外国の表示制度に関する情報収集も隨時行った上で、消費者が表示から正しく情報を読み取り自主のかつ合理的な食品の選択ができる制度構築を行い、制度の周知・普及の実施と合わせて、新たな表示制度の円滑な施行に万全を期すべきである。新たな表示制度の施行後は、事業者による取組状況、消費者の購買行動、関係者の新たな制度に対する評価など表示制度の運用実態に関するモニタリング調査を適宜行い、必要に応じて制度の見直しを行うことを求めたい。

## 遺伝子組換え表示制度に関する検討会 検討経過

第1回（平成29年4月26日）

- 検討会の設置について
- 遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢について
- 調査結果について

第2回（平成29年6月20日）

- 消費者団体等からのヒアリング
- ・主婦連合会 山根香織 氏
- ・日本生活協同組合連合会 二村睦子 氏
- ・特定非営利活動法人日本消費者連盟 須崎美千世 氏
- ・消費生活コンサルタント 森田満樹 氏

第3回（平成29年7月19日）

- 事業者等からのヒアリング
- ・イオンリテール株式会社 岸克樹 氏、岩崎直子 氏
- ・日清オリオグループ株式会社 山内勝昭 氏、保坂正俊 氏／一般社団法人日本植物油協会 賢藤昭 氏
- ・日本醤油協会 加藤裕久 氏
- ・日清シスコ株式会社 加島貴光 氏

第4回（平成29年8月2日）

- 事業者等からのヒアリング
- ・油糧輸出入協議会 井上達夫 氏、原尚敬 氏
- ・飼料輸出入協議会 三吉敏和 氏、満山一輝 氏
- ・三好食品工業株式会社 三好兼治 氏
- ・ハウス食品株式会社 佐合徹也 氏
- ・株式会社ライフコーポレーション 橋友彦 氏

第5回（平成29年9月27日）

- 遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に当たっての論点
- 遺伝子組換え表示の表示義務対象範囲の考え方

- 第6回（平成29年11月17日）
- コーンフレークの検査法の検査状況及びDNA等の検出の可能性がある食品の取扱いについて
  - 遺伝子組換え表示の表示方法の考え方

第7回（平成29年12月18日）

- 遺伝子組換え表示の表示方法の考え方

第8回（平成30年1月31日）

- 今後の遺伝子組換え表示制度について

第9回（平成30年2月16日）

- 今後の遺伝子組換え表示制度について

第10回（平成30年3月14日）

- 遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書（案）について

#### 参考情報

- 消費者庁ウェブサイト：遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書、検討会資料、議事録等を掲載

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_010/)

- 消費者庁ウェブサイト：食品表示に関する調査事業等について【平成28年度】

平成28年度に消費者庁が実施した以下の調査の報告書を掲載

- ・遺伝子組換え表示制度に係る分別生産流通管理等の実態調査報告書

- ・安全性審査済の遺伝子組換え食品の検査法の標準化報告書

（遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証結果を掲載）

- ・平成28年度食品表示に関する消費者意向調査報告書（遺伝子組換え食品の表示に関する事項（接種版））

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/research/2016/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2016/)

#### 遺伝子組換え表示制度に関する検討会 委員名簿

今村 知明  
奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授

江口 法生  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会 専務理事

神林 幸宏  
全国農業協同組合連合会 食品品質表示管理・コンプライアンス部 部長

近藤 一成  
国立医薬品・食品衛生研究所 生化学部 部長

澤木 佐重子  
公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 代表

武石 徹  
一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

立川 雅司  
名古屋大学大学院 環境学研究科 教授

夏目 智子  
全国地域婦人団体連絡協議会 幹事

松岡 萬里野  
一般財団法人日本消費者協会 理事長

（◎座長、五十音順、敬称略）



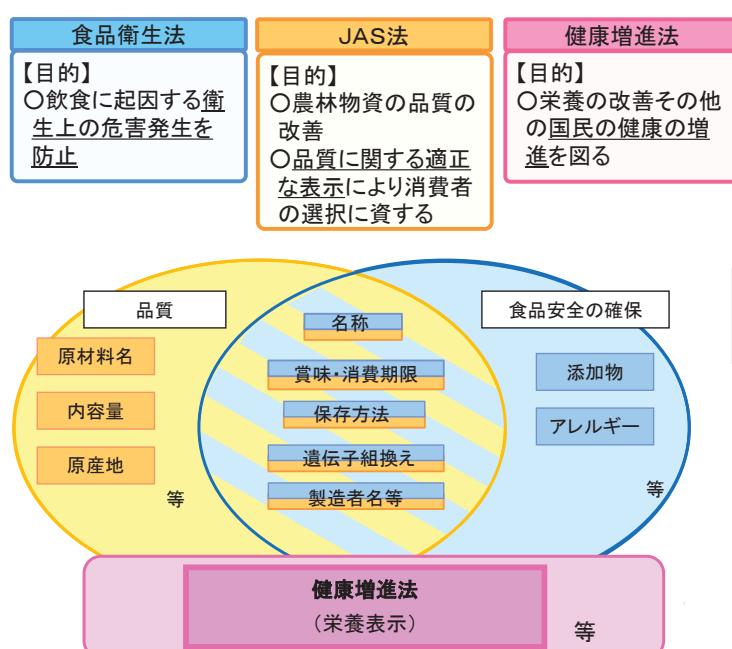
# 食品の栄養成分表示について

消費者庁食品表示企画課  
2019年6月

## 食品表示の一元化について



- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法（平成25年法律第70号）を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定。



食品表示法(平成25年法律第70号)

【目的】  
○食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

＜新たな食品表示基準のポイント＞

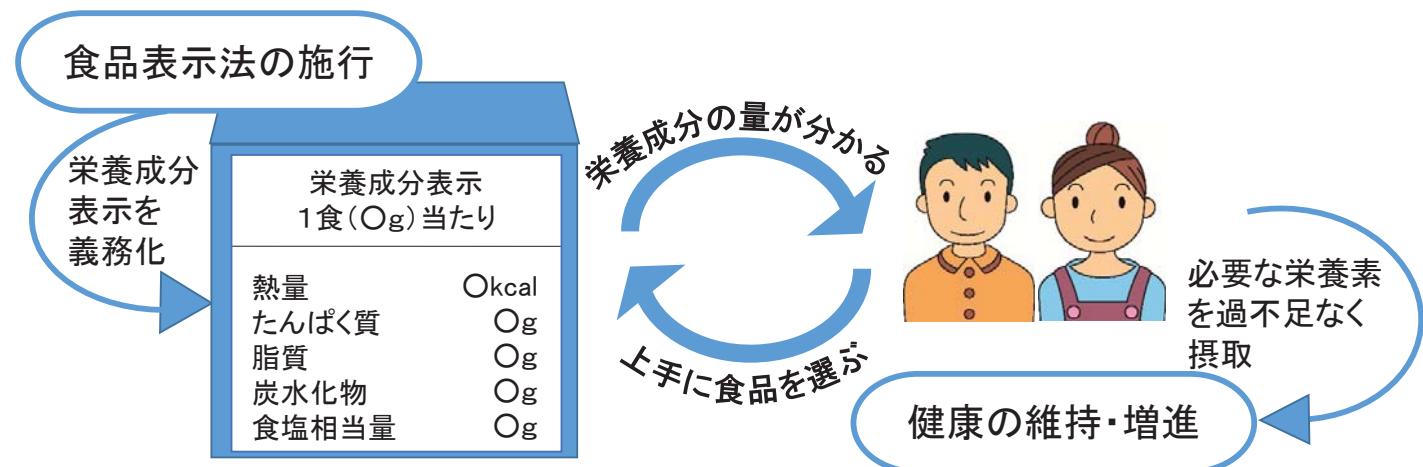
- ① 加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ② 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
- ③ アレルギー表示に係るルールの改善
- ④ 栄養成分表示の義務化
- ⑤ 新たな機能性表示制度の創設

※「食品表示法」及び食品表示法に基づく「食品表示基準」は平成27年4月より施行。

# 栄養成分表示を見れば、食品の熱量や栄養素の量が分かります



- 平成27年4月1日に食品表示法が施行され、容器包装に入れられた加工食品には栄養成分表示として、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量で表示)が必ず表示されることになりました。
- これらの5つの項目は、生命の維持に不可欠であるとともに、日本人の主要な生活習慣病と深く関わっています。栄養成分表示は、健康づくりに役立つ重要な情報源になります。
- 栄養成分表示を見て、上手に食品を選び、必要な栄養素を過不足なく摂取できれば、健康の維持・増進を図ることに役立ちます。



2

## 食品表示制度における栄養成分表示



### 【義務表示】

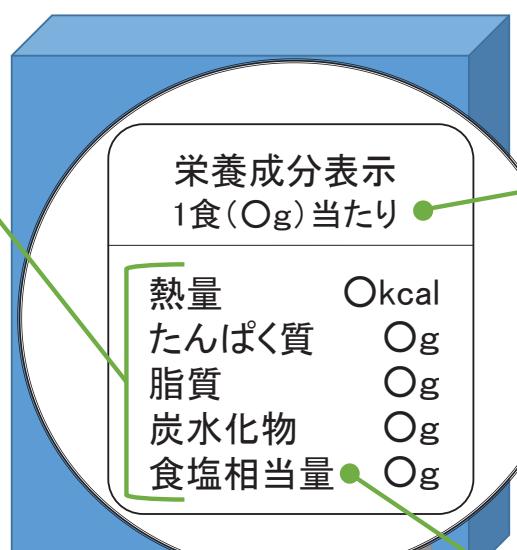
食品表示法により、表示が義務付けられた5つの項目である。

これらは、生活習慣病予防や健康の維持・増進に深く関わる重要な成分である。

※熱量はエネルギーと表示できる。

### 【推奨表示】

脂質のうち「飽和脂肪酸」、炭水化物のうち「食物繊維」は、日本人の摂取状況や生活習慣病予防との関連から表示することが推奨される成分である。



### 【表示の単位】

100g当たり、100ml当たり、1個当たり、1食当たりなど、それぞれの単位ごとに栄養成分の含有量が表示される。

### 【任意表示】

ミネラル(カルシウム、鉄など)、ビタミン(ビタミンA、ビタミンCなど)、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質及び糖類は、任意で表示される。

ナトリウムの含有量は食塩相当量として表示。

高血圧予防の観点から、食塩摂取量の目標と比較しやすくなった。

3

# 栄養成分表示の対象成分の表示ルール



義務表示 (食品表示基準第3条及び第32条)	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)
推奨表示 (同第6条)	飽和脂肪酸、食物繊維
任意表示 (同第7条)	n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類(単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。)、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンB <sub>2</sub> 、ビタミンB <sub>6</sub> 、ビタミンB <sub>12</sub> 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸、亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素、リン

義務表示

食品関連事業者が容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用の添加物を販売する際には、定められた表示の方法に従い表示しなければならない。

推奨表示

食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

任意表示

食品関連事業者が一般用加工食品及び一般用の添加物を販売する際に、当該一般用加工食品及び一般用の添加物の容器包装に上の表の任意表示の欄に掲げる成分を表示する場合には、定められた表示の方法に従い表示しなければならない。

4

## 食品表示基準 別表第9(抜粋)



栄養成分 及び熱量	表示の 単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	0と表示す ることがで きる量
たんぱく質	g	窒素定量換算法	±20%(ただし、当該食品100g当たり(清涼飲料水等にあっては、100ml当たり)のたんぱく質の量が2.5g未満の場合は±0.5g)	0.5g
脂質	g	エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法	±20%(ただし、当該食品100g当たり(清涼飲料水等にあっては、100ml当たり)の脂質の量が2.5g未満の場合は±0.5g)	0.5g
飽和脂肪酸	g	ガスクロマトグラ法	±20%(ただし、当該食品100g当たり(清涼飲料水等にあっては、100ml当たり)の飽和脂肪酸の量が0.5g未満の場合は±0.1g)	0.1g

5

## 食品表示基準における栄養成分表示の対象食品



	加工食品	生鮮食品	添加物
一般用	義務	任意	義務
業務用	任意	任意	任意

以下に該当する食品は表示を省略することができる※(食品表示基準第3条第3項)。

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下であるもの
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの
- 消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者が販売するもの

以下の場合は表示を要しない※(食品表示基準第5条第1項)。

- 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合

※ただし、栄養表示をしようとする場合を除く。

6

食品の容器包装に栄養成分表示が省略可能であるかについては、  
下記フローチャートを参考に、確認して下さい。



以下のいずれかに該当する。

- 表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下
- 酒類
- 栄養の供給源の寄与の程度が小さいもの
- 極めて短い期間で原材料(その配合割合も含む)が変更されるもの
- 消費税を納める義務が免除されている事業者又は、中小企業基本法に規定する小規模企業者
- 食品を製造し、又は加工した場所での販売
- 不特定又は多数の者に対しての譲渡(販売を除く)

はい

いいえ

容器包装への  
栄養成分表示を  
する必要があり  
ます。

「栄養表示※」をしない。

いいえ

- ※ 「栄養表示」とは、「たんぱく質」、「ミネラル」等、栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示のことです。

はい

栄養成分表示は省略できます。  
(栄養成分表示をする場合は、基準に従って表示します。)

7

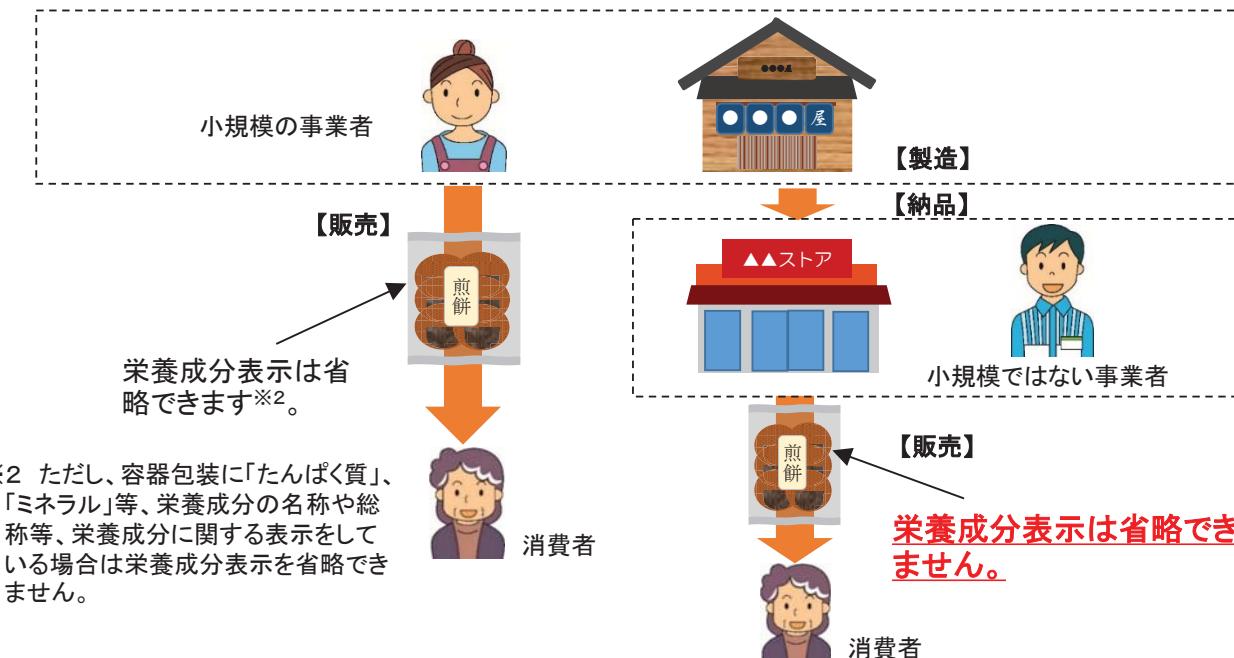
# 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示は省略できません。



ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・中小企業基本法に規定する小規模企業者※1

※1 おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者



※2 ただし、容器包装に「たんぱく質」、「ミネラル」等、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をしている場合は栄養成分表示を省略できません。

8

## 表示の方式について



### 【義務表示事項のみ表示する場合】 (食品表示基準別記様式 2)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示する。(1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する)

糖質又は食物繊維いずれかを表示しようとする場合は、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する

### 【義務表示事項に加え、任意の表示事項を表示する場合】 (食品表示基準別記様式 3)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
- 飽和脂肪酸	g
- n-3系脂肪酸	g
- n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
- 糖質	g
- 糖類	g
- 食物繊維	g
食塩相当量	g
上記以外の別表第9に掲げられた栄養成分	mg又は、μg

単位は食品表示基準別表第9の第2欄に掲げられた単位を表示する

# 複数の食品が同じ容器包装に入っている場合の表示方法



- ① 通常一緒に食される食品がセットで同じ容器包装に入っている場合、合計の含有量を表示する。

《例》くずきり（黒蜜付き）

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	▲kcal
たんぱく質	▲g
脂質	▲g
炭水化物	▲g
食塩相当量	▲g

必ず合計の含有量  
を表示する

くずきりのみ 热量 ▲kcal

合わせて一部の食品  
についても含有量を表  
示することも可能

- ② それぞれ独立した食品を詰め合わせた場合は、個別の構成要素である食品について独立して表示します。

《例》

栄養成分表示 チョコレートケーキ (1個当たり)		いちごケーキ (1個当たり)
熱量	▲kcal	▲kcal
たんぱく質	▲g	▲g
脂質	▲g	▲g
炭水化物	▲g	▲g
食塩相当量	▲g	▲g

10

## 表示する値は「一定の値」又は「下限値及び上限値」で表示します



### 一定の値

食品表示基準で定められた方法※1で得られた値が、表示された値を基準として許容差の範囲内※2にある必要があります。

例えば、熱量の許容差の範囲は±20%なので、この例の場合、食品表示基準で定められた方法※1で得られた値が、80~120kcalの範囲内にある必要があります。

みかんゼリー

栄養成分表示 1個当たり	
熱量	100kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	0.2g
炭水化物	20~25g
食塩相当量	0.2g

### 下限値及び上限値

- 食品表示基準で定められた方法※1で得られた値が、表示された下限値及び上限値の範囲内にある必要があります。
- 値の幅については、根拠に基づき適切に設定します。

例えば、この例の場合、食品表示基準で定められた方法※1で得られた値が、20~25gの範囲内にある必要があります。

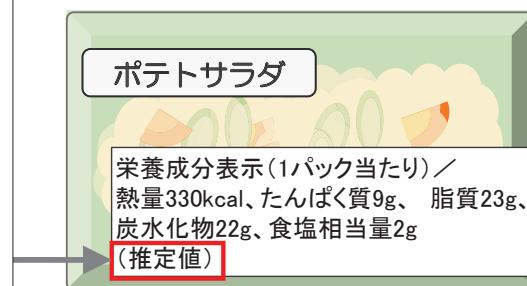
表示された一定の値が許容差の範囲を超える可能性がある場合、合理的な推定により得られた値として表示することも可能です。

★ 栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合、強調する熱量及び栄養成分も含めて全ての成分について、合理的な推定により得られた値による表示はできません。

## 合理的な推定により得られた値を表示する場合、下記①②が必要です。

### ①合理的な推定により得られた値である表示

- 表示された値が食品表示基準で定められた方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示が必要となります。
- 次のいずれかの文言を含む表示を、栄養成分表示に近接した場所に表示します。
  - ア 「推定値」
  - イ 「この表示値は、目安です。」



### ②根拠資料の保管

表示された値の設定の根拠資料を保管しなければなりません。

★ 栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合、強調する熱量及び栄養成分も含めて全ての成分について、合理的な推定により得られた値による表示はできません。

12

## 表示する値は分析や計算等によって得ます

### ①分析により値を得る場合

値の設定に用いる分析方法は、食品表示基準に規定される場合※1を除き、特段の定めはありません。

※1 例えば、栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合、強調された栄養成分等の値は食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得ることとしています。

### ②計算等により値を得る場合

データベース等の値を用いること、又はデータベース等から得られた個々の原材料の値を計算して表示値を求めることが可能です。

★ 栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合、強調する熱量及び栄養成分は、食品表示基準で定められた方法により得られた値を表示しなければなりません。

13

## 《例①》データベース等の値を用いる方法



### 《日本食品標準成分表の値を用いる場合》

- ① 日本食品標準成分表※（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告）の「食パン」の原料配合割合等を確認し、当該食品と類似性が高いことを確認。



一般的な材料、製法で  
製造した食パン



- ② 表示する食品単位当たりに換算する。

食品標準成分表で掲げられている食パンの熱量は、100g当たり260kcal

表示する食品単位を  
「1枚(60g)当たり」とすると、

$$1\text{枚}(60\text{g})\text{当たり} = \frac{260}{100\text{g}} \times \frac{60\text{g}}{\text{kcal}}$$

1枚(60g)当たりの熱量は156kcalとなる。

データベース等の例としては、日本食品標準成分表(URL:<https://fooddb.mext.go.jp/>)のほか、事業者団体が作成したデータベース、加工用原料製造者等による原料の栄養成分表示値等があります。

※ 2015年版(七訂)以降に分析等を行った食品については、「追補」として毎年公表されています。

14

## 《例②》データベース等から得られた個々の原材料の値から計算をして表示値を求める方法



### 《おにぎり(梅)の熱量を計算する場合》

- ① 製造レシピ(原材料の配合量(重量)、調理加工工程等)を決定する。

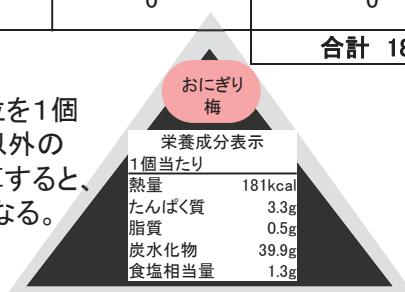
- ② 原料ごとに計算に引用するデータ(日本食品標準成分表の値や原材料メーカーから入手した値等)を用意する。

- ③ 原料の栄養成分含有量から、食品の全重量に対する栄養成分等の含有量を計算する。

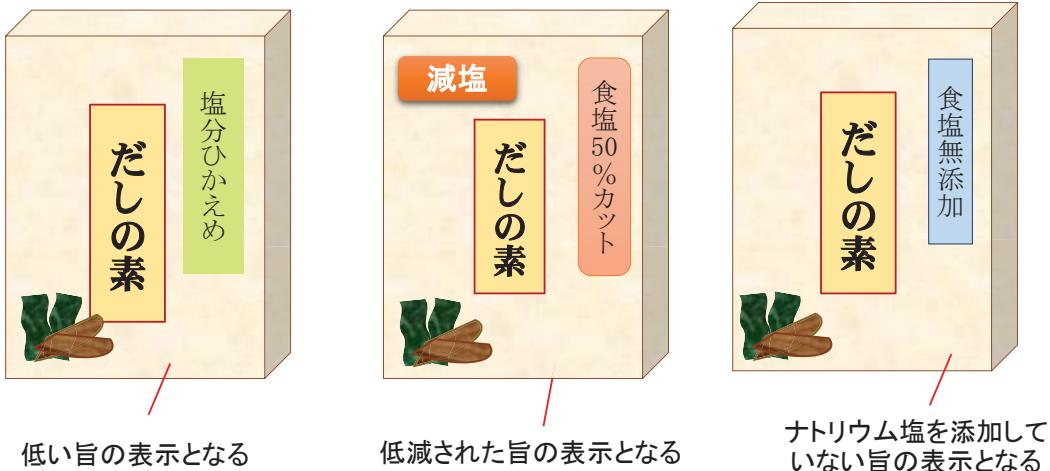
①		②		③	
	使用量	可食部の重量(g)	日本食品標準成分表の食品名	100g当たりの熱量(kcal)	各可食部当たりの熱量(kcal)
めし	100g	100	穀類/こめ/[水稻めし]/精白米/うるち米	168	168
梅干し(調味漬)	1個	10	果実類/うめ/梅干し/調味漬	96	10
焼きのり	1／2枚	1.5	藻類/あまのり/焼きのり	188	3
食塩	めしの重量の0.5%	0.5	調味料及び香辛料類/(食塩類)/食塩	0	0
					合計 181

- ④ 表示する食品単位当たりの栄養成分含有量を計算する。

表示する食品単位を1個当たりとし、熱量以外の成分も同様に計算すると、右のような表示となる。



## 《栄養強調表示の表現例》



## 栄養強調表示

## 【栄養成分の補給ができる旨の表示】

	高い旨	含む旨	強化された旨
基準	高い旨の基準値以上	含む旨の基準値以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象食品と基準値以上の絶対差</li> <li>25%以上の相対差(たんぱく質及び食物繊維のみ)</li> </ul>
表現例	<ul style="list-style-type: none"> <li>高〇〇</li> <li>〇〇豊富</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇源</li> <li>〇〇供給</li> <li>〇〇含有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇30%アップ</li> <li>〇〇2倍</li> </ul>
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、B <sub>6</sub> 、B <sub>12</sub> 、C、D、E、K及び葉酸		

## 【栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示】

	含まない旨	低い旨	低減された旨
基準	含まない旨の基準値未満	低い旨の基準値未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象食品と基準値以上の絶対差</li> <li>25%以上の相対差(ただし、みそは15%、しょうゆは20%)</li> </ul>
表現例	<ul style="list-style-type: none"> <li>無〇〇</li> <li>〇〇ゼロ</li> <li>〇〇〇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低〇〇</li> <li>〇〇控えめ</li> <li>〇〇ライト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇30%カット</li> <li>〇〇10gオフ</li> <li>〇〇ハーフ</li> </ul>
該当する栄養成分等	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

## 栄養強調表示(糖類を添加していない旨の表示)



- 糖類とは、単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。
- 以下の要件の全てに該当する場合、「糖類無添加」、「砂糖不使用」等の表示ができる。

1. いかなる糖類も添加していない  
(例: ショ糖、ぶどう糖、ハチミツ、コーンシロップ等)
2. 添加された糖類に代わる原材料又は添加物を使用していない  
・その食品が原材料として糖類を含む原材料を含んでいないこと  
(例: ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片等)  
・その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと  
(例: 非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等)
3. 酵素分解その他何らかの方法により、糖類の含有量が原材料及び添加物の量を超えない  
(例: でんぷんを加水分解して糖類を産出させる酵素の使用等)
4. 糖類の含有量を表示する

## 栄養強調表示(ナトリウム塩を添加していない旨の表示)

- 以下の要件の全てに該当する場合、「食塩無添加」等の表示ができる。

1. いかなるナトリウム塩も添加していない  
(例: 塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウム等)  
ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であって、ナトリウムの含有量が食品100g当たり120mg(100ml当たりも同様)以下であるときは、この限りでない。
2. 添加されたナトリウム塩に代わる原材料、複合原材料、又は添加物を添加していない  
(例: ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょうゆ、塩蔵魚、フィッシュソース等)

18

## 栄養強調表示をする場合の表示値



### 栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示値

	一般用加工食品		一般用生鮮食品	
	強調したい栄養成分及び熱量	その他の表示する栄養成分及び熱量	強調したい栄養成分及び熱量	その他の表示する栄養成分及び熱量
表示値の種類	合理的な推定により得られた一定の値は不可(許容差の範囲内にある一定の値又は、下限値及び上限値によって表示する)		合理的な推定により得られた一定の値は不可(許容差の範囲内にある一定の値又は、下限値及び上限値によって表示する)	合理的な推定により得られた一定の値も表示可能
表示値を求める方法	必ず食品表示基準別表第9の第3欄に掲げた方法(以下、「食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法」という)によって得られた値を表示	食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得られた値以外も可	必ず食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得られた値を表示	食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得られた値以外も可

### 糖類を添加していない旨又はナトリウム塩を添加していない旨の表示値

	糖類を添加していない旨又はナトリウム塩を添加していない旨の表示
表示値の種類	合理的な推定により得られた一定の値は不可(許容差の範囲内にある一定の値又は、下限値及び上限値によって表示する)
表示値を求める方法	食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得られた値以外も可

19

## 原材料やセットを構成する食品について栄養強調表示をする場合



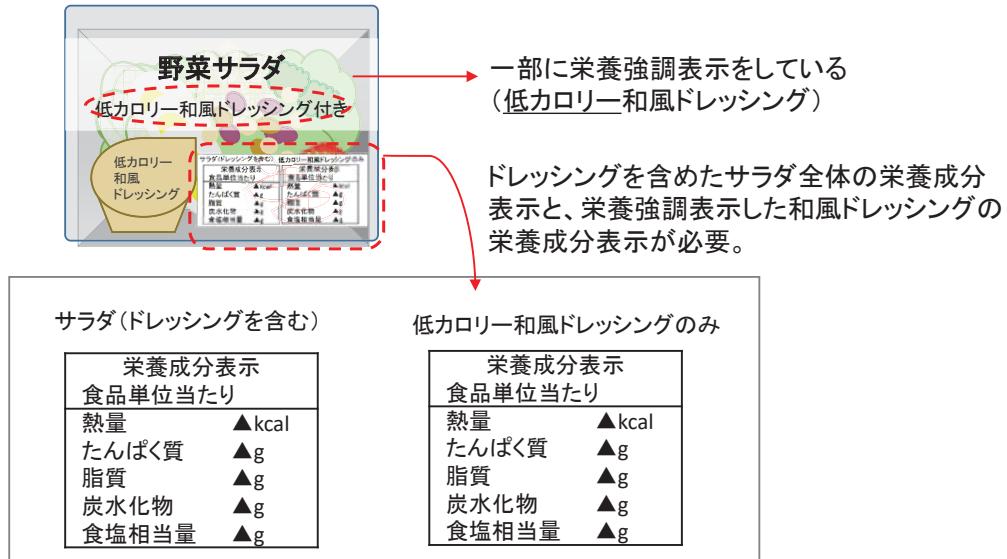
### ア. 原材料について栄養強調表示をする場合

最終製品についても栄養強調表示の基準を満たしていることが望ましいです。すなわち、最終製品中の含有量があまりに低いのにもかかわらず、原材料についてのみ高い旨又は含む旨の表示をすることは適当ではありません。

### イ. セットを構成する食品について個々のものに栄養強調表示をする場合

セットを構成する食品について、個々のものを栄養強調表示する(例えば、「30%塩分カットのめんつゆ使用」等)ことは可能ですが、その場合はセット全体及び栄養強調表示をした当該個食品について栄養成分表示が必要です。  
【食品表示基準Q&A】

#### 《例》



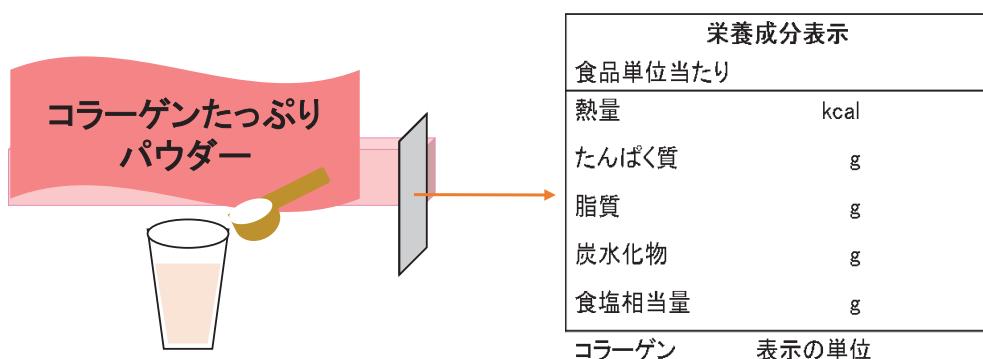
20

## 基準別表第9に掲げられていない成分を強調する場合



食品表示基準別表第9に掲げられていない成分を強調する場合は、栄養成分表示と区別して、栄養成分表示に近接した箇所に記載することが望ましいです。(栄養成分表示枠内に、別表第9に掲げられていない成分を表示してはいけません。)

#### 《例》



21

栄養成分表示  
1食(0g)当たり

エネルギー	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0g

栄養成分表示  
1食(0g)当たり

エネルギー	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0g

栄養成分表示  
1食(0g)当たり

エネルギー	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0g

## ● 肥満ややせの予防のため、食品のエネルギー値と体重をチェック！

生活習慣病予防や虚弱予防のために、適正体重を維持します

- 食品のもつエネルギーを確認して、選ぶ
- 自分の体格(BMI)を知り、体重の変化を確認する

## ● たんぱく質、脂質、炭水化物の量を見て、食事の質をチェック！

生活習慣病予防のために、たんぱく質、脂質、炭水化物をバランスよくとります

- 栄養的な特徴の違う食品を組み合わせて、選ぶ
- 生活習慣病予防のために食物繊維を十分に摂取する

「たっぷり」や「〇%カット」などの栄養強調表示も参考にできます

## ● 高血圧予防のため、食塩相当量をチェック！

減塩は、高血圧の予防や管理に効果があります

- ふだんよく食べる食品からの食塩摂取量を減らす
- 調味料からの食塩摂取量を減らす



## ポイント

## ふだんよく食べる食品からの食塩摂取量を減らす

ふだんよく食べる食品に含まれる食塩量を知り、選び方や食べ方の工夫でおいしく減塩。

### ● めん類のスープを残すと、食塩摂取量を減らせます

カップめんやインスタントラーメンには、めん・かやくとスープそれぞれの食塩相当量を表示している商品もあります。スープを半分残せば、食塩摂取量を約2g減らすことができます。

#### 【例】

栄養成分表示  
1食(88g)当たり

食塩相当量

カップ麺全体

5.5g

めん・かやく

1.5g

スープ

4.0g

スープを半分  
残せば、  
約2g減

ここも  
チェック

### ● 減塩された食品を選びます

「50%減塩」と表示されている食品を選べば、食塩摂取量を半減できます。

(例)

梅干1個(10g)の食塩相当量は2.2g

→50%減塩した商品の食塩相当量は1.1g

減塩食品で  
約1g減

## ヒント

## 健康づくりと環境づくり、減塩を支える2つの循環

高血圧の予防や管理では、継続的に減塩を実践することになります。継続的に実践するためには、おいしさを伴っていることが大切です。

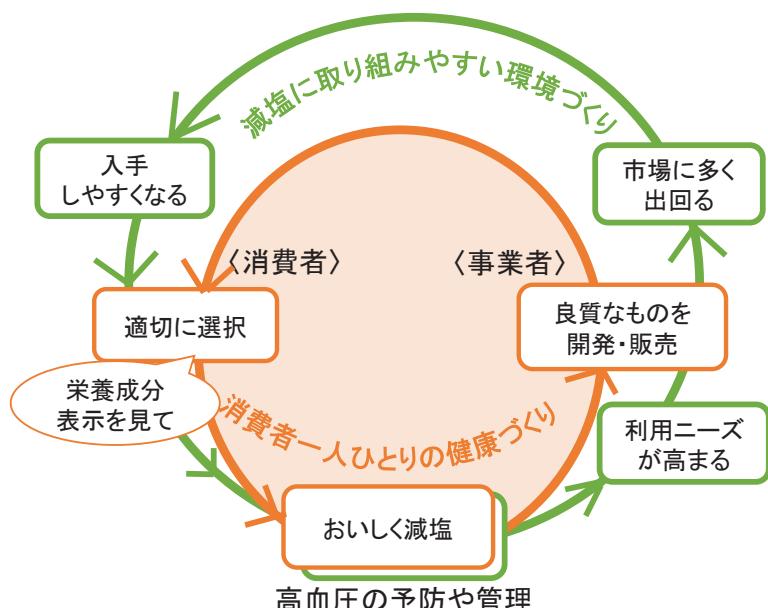
消費者一人ひとりが健康づくりとして、減塩に取り組めるように、事業者の努力によって良質なものが開発・販売されると、消費者は食塩相当量や25%減塩等の表示を見て、食塩の含有量が少ない食品を選ぶことができます。

そして、減塩の重要性が理解され、利用ニーズが高まると、更に開発・販売が進み、良質なものが市場に多く出回り、入手しやすくなっています。

こうした健康づくりと環境づくりの2つの循環は、消費者の選ぶ力と事業者の開発する力によって生まれる好循環であり、減塩の重要性が浸透し、減塩に取り組みやすい社会を支えていく基盤となります。

## 減塩を支える2つの循環

## -健康づくりと環境づくり-



24

## 事業者向け普及啓発資料

**一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される  
食品関連事業者の皆様**

**初めて栄養成分表示をする方へ**

## 食品表示基準における 栄養成分表示

食品表示法に基づく食品表示基準では、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています

必ず、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の5つを表示します。

表示方法には、決まりがあります

《例》

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっていきます。

表示する値は分析や計算等によって得ます

①分析により値を得る場合  
値の設定に用いる分析方法は、食品表示基準に規定される場合<sup>※1</sup>を除き、特段の定めはありません。  
※1 例えば、栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合、強調された栄養成分等の値は食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得ることとしています。

②計算等により値を得る場合  
データベース等の値を用いること、又はデータベース等から得られた個々の原材料の値を計算して表示値を求めるこも可能です。

②の具体的な例は次頁参照

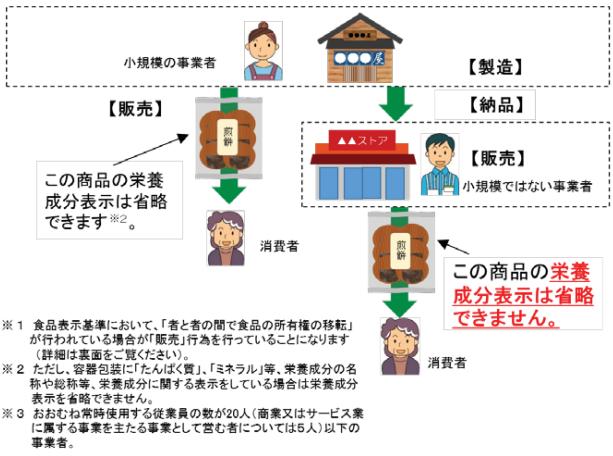
**一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される  
食品関連事業者の皆様**

正しく理解していますか？  
**小規模の事業者における栄養成分表示の省略**

- 小規模の事業者が販売する<sup>※1</sup>食品は、栄養成分表示を省略することができます<sup>※2</sup>。
- ただし、小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模ではない場合、その食品を販売するときには栄養成分表示が必要です。
- この場合、必ずしも製造者(小規模の事業者)が栄養成分表示をする必要はなく、販売する者(スーパー等小規模ではない事業者)が表示をしても構いません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・ 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・ 中小企業基本法に規定する小規模企業者<sup>※3</sup>



〈事業者向け〉

## 食品表示法に基づく 栄養成分表示のための ガイドライン

本ガイドラインは、下記を基に作成しています。

- ・食品表示法(平成25年6月28日法律第70号)
- ・食品表示基準(平成27年3月20日内閣府令第10号)
- ・食品表示基準について(平成27年3月30日消費表第139号)
- ・食品表示基準Q&A(平成27年3月30日消費表第140号)

これらの資材は、消費者庁ウェブサイトから  
御確認いただけます。

健康や栄養に関する  
表示の制度について

 検索



第2版

平成30年5月  
消費者庁 食品表示企画課



26

## 一般用加工食品の経過措置期間は 2020年3月31日まで！

経過措置期間終了まで1年を切りました。

2020年3月31日までに製造(又は加工・輸入)されるものについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認められますが、1日も早く消費者に新たな表示が届くよう、計画的に準備をし、表示の切替えをお願いいたします。

27

